

第5回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日 時：平成20年4月11日（金） 午前9時00分～午前11時00分

会 場：4階モニター室

出席者：山口会長、荒木副会長、鈴木委員、落水委員、木下委員、齊藤委員、前委員、
田中委員、寺本委員、西村委員、林委員、原委員、松崎委員、山形委員

欠席者：下川委員、村上委員

荒木 副会長	1 開会 会長が少し遅れておられますが、ただ今から、第5回「熊本市自治基本条例検討委員会」を開会いたします。 まず、委員の出欠についてですが、下川委員、村上委員は所要のため欠席するとの連絡がっております。 なお、本日の委員会は、2時間程度を予定しておりまして、11時には終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。 まず、行政の委員に変更がありましたので、ご紹介いたします。 4月1日の人事異動に伴いまして、新たに企画財政局長になられました前健一委員です。ご紹介いたします。
前 委 員	(挨拶)
荒木 副会長	2 前回の協議結果について それでは、本日使用いたします資料について事務局から資料の確認と内容の説明をお願いいたします。
事務局	(資料確認) ・ 次第 ・ 委員名簿 ・ 資料1 第4回検討委員会の検討結果 ・ 項目別の主な論点整理一覧 ・ 熊本市自治基本条例検討にかかる提言について それでは、資料1の「第4回検討委員会の検討結果」から説明いたします。 前回は、各項目を条例に盛り込む項目と盛り込むか協議する項目に区分し、さらにこれらをカテゴリーに分けました。左から2番目の数字で、赤の数字は盛り込むと整理させていただいた項目、青い数字は盛り込むか協議する項目です。 一番左のカテゴリーにつきましては、前回の協議結果を踏まえ、例えば、前文・目的・定義・自治の基本理念を「総論」、5番から7番は「役割」、8番から12番を「参画・協働」というように分類しております。 下の欄の①から⑥は、議論の進め方で出た意見を整理したものです。

	その右側にあります線で囲んだ①から③は、林委員から要望のありました項目で、上記の項目以外で政令指定都市にある主な項目を記載しております。 まず、新潟市と札幌市では「監査制度」という項目を盛り込んでおります。静岡市では、「各行政分野の基本方針等を定める条例の制定」、また新潟市、札幌市、川崎市では、「区におけるまちづくり」という項目を盛り込んでおります。以上が第4回検討委員会の検討結果です。 「項目別の主な論点整理一覧」につきましては、論点を整理して議論してはどうかとのご意見がありましたので、「5 市民」の項目を事務局で整理したものです。参考にしていただければと思います。
山 口 会 長	3 項目の内容について 遅れまして申し訳ありませんでした。 本日は、「市民」から協議していくわけですが、まず、協議の進め方について決めたいと思います。 先程、事務局から説明がありました「項目別の主な論点整理一覧」を用いて協議していくのか、あるいは、前回の委員会で提出いたしました「4案の条文一覧」を見ながら論点を整理して協議していくのか、他にも方法もあると思いますが、いかがでしょうか。
山 形 委 員	進め方を決める前に、まず、林委員から提出されました提言について、説明をお聞きしてはどうでしょうか。
山 口 会 長	分かりました。では、林委員、説明をお願いいたします。
林 委 員	他都市の新しい自治基本条例では、新しい権利やシステムを設定しております。 このような中、政令指定都市になろうとしている熊本市の自治基本条例の検討に当たっては、そういう先進的なものを踏まえ、新しい意味での自治基本条例にすべきではないかと考えております。 具体的には、「目的」、「市民主権」、「選挙による議員と市長への職の信託」、それと「定義」などについてそれぞれ明確化を図る必要があるのではないかとということで、ご提案させていただいております。 それから全国初の新しい権利の設定だと思いますが、協働を請求する権利「協働請求権」と市から市民に対し、協働を求めることに対して承諾・拒否することができる権利「協働諾否権」を全国に先駆けて条例制定の中に求めていくべきだと思っております。この権利については、他都市の自治基本条例の検討の中でこれに近いことが言われている論文もあり、近いうちに自治基本条例に盛り込まれてくると私は思いましたので、熊本市の自治基本条例に先進的に盛り込むべきだと思い、提言した次第です。 下関市の「市民協働参画条例」や兵庫県の「県民の参画と協働の推進に関する条

	例」などでは、協働を裏付けていますが、そういうものに対し「協働請求権」や「協働諾否権」を設定したいということです。 いずれにいたしましても、市民主権や定義などを明確にして、議論していく必要があると思っており、協働に関する条例関係は、既に先進的な自治体では制定されておりますので、そういうものを踏まえた上で、検討する必要があると思っておりますことから提言させていただきました。
山 口 会 長	ありがとうございました。 それでは、協議の進め方に戻ります。 条文をどこから検討するかという順番もありますが、いずれにしても、1回の検討で条文を全て固めるのは難しいと思っております。何故かと申しますと、例えば荒木副会長や林委員は、これまでずっと協働について研究されており、協働とはこういうものだというイメージが固まっていると思いますが、新たに委員になられた方もおられますので、同じ協働という言葉を使っている、受け止め方に違いが出てくるからです。 そこでまず概略の議論を一巡すると、例えば「協働とは大体こんなものか」という具体的なイメージが湧き上がってくると思います。1巡目はそうした作業を行い、イメージが大体、共通になったところで、2巡目で条文を固めていってはどうかと思っています。 このようなやり方を行いますと、1巡目ではこの言葉が良いのか、別の言葉が良いのかなど一つに決められないところも出てくるかと思っています。その場合につきましては、ペンディングすることとし、事柄として大体こんな概念なのではないかということを通認識していただきたいと思っております。 言葉で説明しても抽象的で分かりにくいと思いますので、事務局で用意しました「項目別の主な論点整理一覧」をご覧ください。 まず「1 参画（参加）」のところですが、人によっては「参加」と「参画」は違うと思っておられる方もいると思いますし、同じものではないかという人もいます。このような中で「参画」にするのか、「参加」にするのかを議論しても空中戦的な議論になってしまうのではないかと思います。このような場合につきましては、「参画」か「参加」か、何となくのイメージがあると思いますので、このようなものを入れるという事をまずは決め、どちらにするのかは2巡目で決めればよいのではないかと思います。 「1 参画（参加）」をみていただきますと「まちづくりに参加する権利」と「まちづくりに参画する権利」そして「市政に参画する権利」というものがありますが、「まちづくり」と「市政」はどう違うのか、もしかしたら重なっている部分もあるのではないかと思いますのであれば、「まちづくり」もしくは「市政」、どちらかに「参画（参加）する権利」とまとめていけばいいのではないかと思います。これが一つ

	の進め方の提案です。これにつきまして、何かご意見はありますか。
西 村 委 員	進め方についてですが、前々回で全国の自治基本条例も踏まえて検討していくと確認しておりますので、４案のみで検討してはいけないと思います。 自治基本条例は、現在では６４都市で制定されており、その中には先進的なものもあり、そういうものを学びながら策定しないといけないと思っております。 ４案に固執して検討してもいいものはできないと思います。
落 水 委 員	西村委員が言われることはもっともです。 ただ、会長は前回そういうことは当然だと言われております。 会長が今回提案されているのは、我々自身が学ぶ意識を共通にしながら、学ぶことは学び、お互いにやっていきましょうということで、会長は学ぶことを全然否定していませんし、会長も先進的な都市での自治基本条例を作っておられますので、そのところを拒否しているのではありません。
西 村 委 員	４つの案を把握するだけでは枠が広がらないわけです。 学びながら条例に入れていく、そしていいものを作るというのが私の主張です。
山 口 会 長	私もそう思っております。 「他の都市ではこういう条例もある」と言っていただければよろしいかと思います。よろしいでしょうか。
西 村 委 員	了解しました。
山 口 会 長	林委員からは、自治の理念などの定義というか、考え方に基づいて検討した方がいいのではないかと意見をいただいておりますが、前回の協議で決めましたとおり、最後の方に回したいと思います。 それでは、一回始めてみないとイメージが湧きにくいと思いますので、「市民」の項目から検討したいと思います。この資料は、４案を比較対照して、事務局としては、こういった点が論点だろうということで整理されたものです。これをもとに議論したいと思います。
西 村 委 員	市民の定義、市民の位置づけについてどう位置づけるか、そこが一番大事な点だと思います。 市民の位置づけについては、やはり憲法を踏まえる必要があると思います。憲法ではどのように国民を、いわゆる市民を見ているかといいますと国民主権、主権者だと明確に規定しています。この主権者である市民が、また国民がやる選挙を通じて議会と首長を選出しており、これは住民自治で、憲法は９３条で住民にこの権利を認めているのです。 市民はそういう主権者としての権利を持っていますが、具体的に権利の執行はどうなっているかという代表を通じて執行しているのです。そして市長の補助機関は、市長の意向に基づいて執行されています。

	市民はどうかといいますと、主権者としての選ぶ権利、参政権はありますが、具体的にこれに関わっていく点で最終的な決定は、議会で、首長と行政が行政権を持って執行するというこの２つの体制でもって地方自治が組み立てられているのです。我々はこのことを認識して考えていかなければいけないと思うのです。 つまり信託する権利、信託された機関、信託された権限に基づいて行政が行われているということです。 そしてそこにはもう一つ、地域の自治があります。すなわち代表者による自治と地域の自治の二つによる住民自治があり、代表自治の中にどのように市民が参加していくのが今日、大きな問題となっていると思うのです。 このように、市民は根源的な、主権者としての存在だということを明確に位置づけ、信託された議会と市長によって政治を行っていくことを明確にしておかないといけないのではないかと思います。 自治体の憲法といわれる自治基本条例で市民に権利を明確に付与すること。そして、この条例には制限規範的な性格を持っているわけですから、権力の暴走とか行き過ぎを抑える意味があるのです。だから市民に対する権利を付与するということは非常に重要なことです。市民の位置づけは、主権者としての位置づけを明確にしないと議会、市長、この代表民主制との関係が明確にならないと思います。
山 口 会 長	ありがとうございました。市民についての規定をどうするのか、西村委員から頂いた意見をキーワードとして検討したいと思います。 「５ 市民」は市民についての規定ですので、市民の位置づけを書くと思っております。キーワードとしては、日本国憲法、主権、信託、市民に対する権利の付与だと思いますし、「日本国憲法」という言葉が行政案と特別委員会の正副委員長修正素案にはありますが、市民会議素案と良くなる会の案にはありません。ですが今のご意見からは、日本国憲法を入れた方がいいのではないかと受け止めております。 次に位置づけをどうするのかということですが、「最高規範性」というところが後に出てきますので、そこで議論をすればいいと思います。とりあえず市民の位置づけということでは、日本国憲法、主権者、信託、権利の付与といったものを、入れるかどうかという議論だと思います。市民の位置づけという観点から言いますと、市民の義務だとか責務だとか、権利に対応する部分なども入れるかどうか、そういう議論になるかと思います。
山 形 委 員	先程、林委員から、市民の権利というところで「協働諾否権」という言葉が初めて出てきました。 実は、以前にも話したのですが、平成１４年度から１６年度にかけまして、健康くまもと２１で学童期の健康づくりという市民協働に基づく取り組みをいたしまして、食育の寸劇が県費で採用されて、今でも県下の小学校に毎年２０～３０校

	の出演要請があります。その寸劇は文科省の事業として採択され、1億数百万の予算が付いて走り出したのですが、そのオリジナリティを私たち住民会議が持っているのですが、その著作権というか、知的所有権は行政の仕事と勘違いされたものですから、そのままそこに持っていかれて使われてしまったのです。 年間たった200万円程度の予算で運営は苦しく、私たちは無報酬でやっているのですが、それでも県下の小学校に広げたり、または熊本市内の小学校に説明に行ったり、PTAとの話し合いをボランティアでやっているのです。このような中、そういう知的所有権が発生するのであれば、私たちの活動ももう少し確かなものに、しっかりしたビジョンを伝えられるものになるだろうと思ったことがあります。その協働というものは、下請けではなく、やる権利、やりたくないと言える権利をうたうべきであるだろうと思います。 私たちが今までやってきたことは単なる参加ではなく、参画として、自分たちで考えて、自分たちで道筋を決めて、自分たちで伝えていくということをやったからこそ、上手くいった部分もあります。 このようなことからここでいう言葉の定義の中でも、条例の中に参画というところと、市民主権というところ、諾否権というところを是非入れてほしいと思います。
山口 会長	ありがとうございます。 「協働」とか「参画」という言葉がキーワードでしたが、それをどこに入れるのかという議論はしなければならないと思っています。ここの「市民の権利及び役割」で検討するということも考えられますが、「参画及び協働の原則」や「市民参画制度」、「施策への反映」で具体的な中身を議論したいと思っています。
落 水 委 員	「5 市民」の部分に関しては、権利についての意見がたくさん出ておりますが、私はたくさん市民の権利を載せることには構わないと思います。しかし、この権利には必ず責務が伴いますので、バランスということを今後、論議していただきたいと思っています。
山 口 会 長	これは重要な提案だと思います。市民の権利を入れることには了解が得られたと思うのですが、それに対応する形で市民の義務なり、市民の責務なり、そういった規定を入れるべきかどうかについてはどうでしょうか。
西 村 委 員	自治基本条例をどういう性格の条例にするのかということが、最も大事なことで、憲法的な性格を持ったものとするなら、権力を持った人の暴走を抑えるためにこの条例、憲法という原則を明確にしておかないといけないと思います。 したがって、まず市民の権利を明確にするというところから出発して、この権利を明確にする必要があると思います。 そしてこの権利は、基本的に権力を持った人、権限を持った人、決定権を持っている人がまず守らなければいけないということです。その辺をきちんと議論しておかないといけないことで、義務から入ってはいけないと思います。

山 口 会 長	それについて反対はないと思います。権利が大事ということを前提としつつ、義務を置くかどうかということです。
林 委 員	自治基本条例については、共通認識ですが、条文の中に責務規定は置いておられますけれども、義務規定は置いておりません。
落 水 委 員	私は責務と申し上げました。
林 委 員	失礼しました。自治基本条例で責務を市民、住民に与えるということに関係してですが、自治基本条例については、役割の明確化を市民主権のところから入っていかないと、この条例は、役に立たないものになる。いわゆる「仏作って魂入れない」ものになります。 したがって、自治基本条例を自治基本条例として位置づけ、行政の中で最高規範として位置づけ、自治基本条例に沿った形で行政運営がされると、はじめて協働の請求権とか協働諾否権の問題や初めて行政に対する、若しくは議会も絡んで、住民の主権者たる地位が出てくると思います。ですから新しい自治基本条例はそういう形になっており、熊本市の自治基本条例もこのような中で制定される意義は極めて大きいと思います。 「市民」についてですが、他都市の多くの条例には住民投票関係の項目がありますように、また地方自治法第11条、第10条でもそうですが、「住民」という言葉は確固たるものとして確定しています。豊島区の条例では「住民」と「区民」を分けておりまして、「住民」は豊島区の区域内に住んでいる人、「区民」とは住民、または区内に働く人やもしくは学ぶ人も入れております。 自治基本条例の中でもやはり「住民」と「市民」は区分けし、定義をはっきりすべきだと思います。住民、市民、事業者等を全部ひっくるめて「市民」と定義づけるのは、あまりにもおかしいと考えております。
落 水 委 員	議員がとかく「責務」とかいうと誤解を招きやすいので、申し訳なかったのですが、西村委員も議会の特別委員会等を傍聴されてご存知かと思いますが、議員の中でこの自治基本条例の一番大きな役割は「公権力に対する抑制である」という言葉を使ったのは私であります。
鈴 木 委 員	義務がいいのか、責務がいいのかは議論しておいた方がいいのではないですか。
山 口 会 長	「市民」と「住民」の定義については、最後に協議するということでしたので、そこでやりたいと思います。 まず、義務か責務かということを議論していただきたいと思います。
西 村 委 員	市民・住民・事業者の定義がはっきりしないと議論にならないと思います。 したがって、まずは市民・住民・事業者から始めないといけないと思います。

山 口 会 長	前回、定義の問題は最後にしようと決めたはずですが・・・。
西 村 委 員	それでは進まないと言っているわけです。 最後にする理由をきちんと説明して下さい。
山 口 会 長	「市民」を一番狭い意味で捉えた場合、熊本市に住民登録している者で、もう少し広げてまいりますと、住民登録をしていなくても外人登録をしている外国人やホームレスの人たちが入って来たりします。 他の条例をみますと、市内に通学している者、勤務先がある者も市民の中に入れるという場合もあります。そのように考えていきますと、何を市民にするのかは、個別の条文によって使い分けが出てくるわけです。 使い分けが出てきますので、共通したものを後で定義にしてはどうかという提案があり、前回、最後に協議するということで了解を得られております。
西 村 委 員	それでは進まないと言っているのです。定義をはっきりさせたらどうですかと提案をしているのです。
鈴 木 委 員	西村委員が話していることも分かりますが、場面場面で、市民の定義も変わると思います。例えば、義務にするのか責務にするのかは、住居を置いている人を前提に議論しましょうとか、一個一個積み重ねていけば分かるのではないのでしょうか。今、会長が言われましたように、条例全体を作る時に「市民」の定義はこういうことなんだと逆に見えてくるのではないかと思います。
西 村 委 員	決めてしまうのではなく、論点は論点として残しておけばいいわけです。
鈴 木 委 員	林委員が言われたように、基本的には今までの分で住み分けは出来ており、今後はどこまで入れるかという話ですから、この議論の時には、狭義でやるとか、一個ずつ確認をすれば良いのではないかと思います。この問題について議論をする時には、狭義でやりましょう、広義でやりましょう、ここまでやりましょうとその都度の確認でいいのではないのでしょうか。定義までは必要ないのではないかと思います。
西 村 委 員	このことに何故こだわるかという、この住民、市民、事業者が自治体の基礎だからです。だから明確にしないといけないというのです。
鈴 木 委 員	定義と言われるので、言っているのです。 定義については、一個一個の議論の中から見えてくるものなので、最後に検討すると決定されています。
西 村 委 員	私の考える住民、市民、事業者というのがあるわけで、その考えを整理すればいいわけです。整理して・・・。
田 中 委 員	定義の話で中断していますが、今、我々が議論しようとしているのは、事務局で作っていただいた「論点整理一覧」の「市民の権利」です。「参画する」「参加する」

	「協働」とかいう話をしてはどうでしょうか。 西村委員の意見は分かりますが、どうしても市民の定義が必要な時は、定義すればいいと思います。そうでないといつまで経っても本当の核心の議論に入らないと思います。
鈴木委員	田中委員の言われるとおりだと思います。
田中委員	市民主権があるということは議論の余地はないような気がしますが、もっと本当にここで皆さんが思っていること、本質的な意見が出ないと前に進まないと思います。
山形委員	田中委員の意見に賛成です。豊島区の条例に用語の意義という言い方で住民とか区民とかが記載されていますが、すっきりしたものです。 市民の定義については、とりあえずこれを捉えて、進めていく中でもう少し定義というものが見えてくるのではないかと逆に思いました。 この部分で一通り読んでもらおうと納得出来るのではないのでしょうか。そこでこの議論は終わりというわけにはいかないのでしょうか。
山口会長	豊島区の条例では、住民、区民、事業者等、区長等、区というものを定義していますが、仮置きとしては、豊島区をイメージしてもいいのですが、こんな風になるというイメージで、条文を作りたいと考えます。
西村委員	市民を、また住民を主権者として位置づけるというところをはっきりさせなければいけないと思います。
田中委員	そこを議論したいとお考えですか。
西村委員	そこを議論したいと考えます。 今、皆さんが仰っているように、具体的に、個別的にやられたらいいと思います。
山口会長	主権者を入れるということは了解があると思ったので、ここでは議論の対象にしなかったのですが、そうすると責務については、それをやってからということになりますか。
鈴木委員	全体が先だと思います。
山口会長	市民の権利のところでは義務か責務かについては、義務はおかしいので責務という議論でした。 次に市民の定義については、明らかになっていないと議論が出来ないというご意見がありました。議論ができないということであれば、市民の定義をここで考えなければいけないかもしれませんが、どうでしょうか。そうではなく、4案や他都市の例えば豊島区の条例などを見ながら、具体的な議論をしていただきたいと思います。

西 村 委 員	市民を主権者、住民を主権者と認めて、市政に参加する権利を明確にすべきです。 また、林委員が画期的な提案をされた「協働請求権」と「協働諾否権」を明確に条例に明記するべきと考えます。 そうしますと、議員の方からもありましたいろんな心配が、私も正しい心配だと思いますが、この心配は基本的に解消していくと考えます。
山 口 会 長	林委員にお聞きしたいのですが、「協働請求権」や「協働諾否権」は、この市民の権利に入れたいということでしょうか、それとももっと後のところに入れたいということでしょうか。 「協働及び参画の原則」という規定に入れる方が、具体的ではないでしょうか。
林 委 員	「協働請求権」や「協働諾否権」は、市政に対する、自治に対する問題ですから、まちづくり云々ではなく市民の権利や役割のところに入れておかないと、と考えております。 なお、「協働請求権」や「協働諾否権」は、差し押さえなどのいわゆる権力行政のところをいうことではありません。何を協働するのかについては、「協働参画条例」などの個別条例の中で、対象案件を規定すべきと考えます。
鈴 木 委 員	「５ 市民」のところの構成は、市民、行政、議会の役割等があって、位置づけになっているような流れかと考えておりましたので、林委員が提案されている「協働請求権」や「協働諾否権」は、参画の方法などが出てくるその後の「参画と協働」なのかなと思っておりました。逆に市民、行政、議会の位置づけに協働という言葉だけが埋め込まれると、狭隘な意味になってしまうのではないかなと思ったのですが。
林 委 員	市民の権利に入れるということです。
鈴 木 委 員	市民の権利のところ、協働という言葉をはき込んでしまうと、市民がやるのが狭隘にとられてしまう怖さがあるのではないかと思います。市民が行政に参画する方法は、市民そのものの運動として出てくるものもあるでしょうし、協働以外にもいっぱいあります。だから協働とは３者なら３者だとか、２者が一緒にするということですから、市民そのものの運動も僕は認めていくべきと思っていますので、協働という概念から外れるゾーンがあるのだと思い、そこまで全て議論していかななくてはならないと考え、市民の権利の条文でそういう位置づけをすると、気持ちは分かりますが、協働が逆に狭隘になってしまうのではないかという気はします。
林 委 員	「協働請求権」や「協働諾否権」は権利の設定ですので、そのはたらく場面、はたらく内容等については、明確に個別条例で確定していかなければいけないだろうと考えます。 この「協働請求権」や「協働諾否権」の議論については市として、今現在、協働

	のシステムというものがどういう類型で、どのようなシステムで行われているかをご説明いただいて、その中で議論した方がいいと考えております。
鈴木委員	もう一度いろんな資料を揃えてもらって、一番いい方法を考えましょうということだろうと思います。
西村委員	市民の権利として「協働請求権」や「協働諾否権」を設定しなければならないと思います。それを具体的にどうするかということにつきましては、情報公開がいい例ですが、情報公開は実施条例を定め、何は出さない、何を出すということを明確に規定しております。同じように、この権利については何を対象とするのかということと市民の権利として明確にうたうかは、区別しなければならないのです。 私は市民の権利として、市民が主体的にこれを請求し、または出来ないと言えるような権利は、なくてはならないもので、市民の権利として明記すべきだと考えます。
田中委員	協働という言葉の意味ですが、市の業務の一部を市民が請求権があるからやらせろと言った場合、市は必ずその人に仕事の一部を与えなければならないのでしょうか。
山形委員	違います。
鈴木委員	違います。
田中委員	協働という意味が本当にどこまでのことを言っているのか、単なる参加なのかということですね。
山口会長	大和市に「新しい公共を創造する市民活動推進条例」というものがあり、そこでは3つの協働のパターンがあります。 一つは行政が行う事業に対して、市民が協働するというパターン。それから市民の方が行政にこれをやってくれという提案をして、行うパターン。それから、行政と市民が一緒にやっというパターンです。 それは自治基本条例で決めているのではなく、「新しい公共を創造する市民活動推進条例」という別の条例で定めています。 もう一つ、情報公開についてですが、行政案には第4条に知る権利といったものが出てきます。知る権利から直接情報公開条例にいくのではなく、次に情報共有の原則が書かれており、これを更に具体化したのが情報公開条例ということですので、総論、個別の自治基本条例の中での規定、具体化する情報公開条例と3段階になっております。個人情報や行政手続も同じように3段階になっています。同じように考えれば、協働というのも、総論として権利を設定し、次に協働の原則のところで少し具体的に権利を展開し、更にそれをどのようにしたらよいのかを下関市の市民協働参画条例のように定めるといように私としてはイメージしていたので

	すが、林委員のお話では２段階でしたので、これは会長としての立場ではなく個人としての考えですが、疑問があります。
田 中 委 員	協働ということについて、行政の方の意見を聞きたいと思います。
原 委 員	協働というのはお互いの立場がそれぞれの対等な立場で役割と責任を担いながら、相手を尊重するといったことで、お互いを補完して協力することではないかと認識しております。 私どもといたしましては、行政の中でもＰＩマニュアルというものを作りまして、研修等も含めて、協働に対する認識を深めているところです。そういう中であって、先ほどの「協働請求権」や「協働諾否権」というご提案がありましたが、どちらが優位とかいう協働のあり方ではなく、先ほど申し上げましたように対等な立場で役割と責任を担うというようなことに着眼して取り組む必要があると考えているところです。
寺 本 委 員	総務局では、人事と研修をやっていますので、ＰＩの研修をずっとやってきており、公園関係は市民の皆様とＰＩという形で、また地域コミュニティセンターを作っていく場合には互いに協議して進めております。 それから先程、林委員から「協働請求権」や「協働諾否権」が新しく提案された際にも質問がありましたが、事業のどこまでという解釈が非常に難しいと思いますので、４条それから参画及び協働の原則というところで議論して欲しいと思っております。
前 委 員	協働の個人的なイメージとしてお話させていただければと思いますが、ある程度具体的に考えておまして、一つの目的を達成する時に、行政だけでは出来ない部分が多くなっている時に、一つの目標に向かって、何をやるかという時に初めて、協働という言葉が出てきて、行政は行政でこの分はやるけれども、市民の方で出来ることは市民の方で一生懸命やる、一つのパートナーとして行政と市民、あるいは事業者、いろんな思いを持った方がいるかと思いますが、一つの目標を達成するのに、それぞれが一緒にやることで、達成出来るという意識を持つということが協働だと理解しているところです。 これが強要されているものではないと思います。
林 委員	協働については、副会長が専門家ですからご意見をお聞きできますでしょうか。
荒 木 副会長	少しだけ意見と考えを述べさせていただきます。 ひとつは、種概念と類概念、つまり上位概念と下位概念をごちゃまぜに議論しているから前に進まないということが黙って聴いていると良く分かります。 それともうひとつは今の協働ですが、協働の場合、先程申されたように、問題は行政の現場においては、どうしてもどういう事務事業について協働できるのかと

か、どの範囲でどの程度まで協働できるかという理論武装が出来ていないのです。それをはっきりさせていけば宜しいのですが・・・。

協働するということは、ある目的があってそれを達成していくための手段的な行為ですから、その手段を目的概念と同じような形で議論をすると全然前に進んでいかないということになると思います。あくまでも手段ですから、その手段はどういう目的を達成していくときに、どういう方法、手段として位置づけられるかという議論を常日頃の行政展開の中でやっていけばということを今のことを聞いていて思いました。そのための個別的な中身、あと2つ3つ要素を入れると、協働というものは原局長がおっしゃられたような規定の仕方で宜しいのではないかと思います。

協働ということについては、大枠を規定しておいてはどうでしょうか。

情報公開では、一方において情報を公開しろと、しかし他方において、他者の個人情報や傷つけるという側面も持っているわけです。そこら辺の折り合いの付け方をどうするかということを、一定程度は考えていかないといけなく、これは非常に重要なポイントとなります。けれども、これも事情変更が生じた場合には、異なってくる可能性があるものですから、行政の事務事業がどの程度どういう形で展開されてきたとか、世の中の状態がどうであるかなどのその絡み合わせで、基準を上げたり下げたりしながら対応していかななくてはいけないのです。ですから、協働についてもそういうやり方がうまく出来るようになると、非常に素晴らしい自治体路線の展開になっていくであろうと思います。

もうひとつ「自治効率」ということですが、住民の皆さん方が自治意識を高め、自治活動を積極的になされれば、今まで行政に依存していたものの何分の1かは減らしていくことが出来る。そうすると、行政の効率はその分上がっていくという考え方に基づく、「自治効率」という捉え方です。

自治体の行政を自立強化していくためのひとつの手法として住民自治の強化も展開されるし、行政も効率的になっていく。こういう方向でこれからの自治体行政は進めていくべきだと思っております。日本の行政改革が全然前に進まないのは、蟻地獄に陥ってしまっているからで、それを打破する考え方が出てこないところにやっぱり問題があり、住民の意識なり、主体的な活動、社会的活動の展開を睨み合わせながら行政も対応していくという形を常にやっていかなければいけない。それをやっていくことによって非常に大きな行革を進めることができるという、そういうことになるのではないかと考えます。住民の意識や主体的な活動をより高めていくためにはどうすれば良いか、それに沿って行政はどう対応していけば良いかということを考えていくことによって、一つの自治体行政の素晴らしい姿が描き出せるのではなかろうかと思っております。

山 形 委 員	実は、現在協働をやっている中で、職員の方が変わられると今までのモチベーションがガクッと下がってしまうことが現実としてあるものですから、それも踏まえて聞いてください。 いわゆるボランティアをする中で学んだことに、プログラムは手段であって、目的ではないという言葉頂きまして、非常に今の荒木副会長の言葉と共通するものがありました。問題点を見つけるところから、市民も住民もそれから専門家の方も、行政の方もひとつになって一緒にワークショップをする中で学んで、ここは問題だということは実は行政としては問題意識を持ってないという事があり得るのです。その時にそこを取りあえず、市民で出来ることはやってみましょう、無理せずにやれることはやりましょうというところが、すごく大事なところだったような気がしております。 協働という言葉は、パートナーシップの訳語ということで捉えてよろしいですか。
荒 木 副会長	違います。
山 口 会 長	今日は、議論の進め方と市民のところを議論しましたが、条文にまでは行き着いていません。多少、キーワードが出たくらいでした。今日の議論をそのまま次回以降繰り返したとしても、条文になっていかないと思いますので、どうするかを議論したいと思います。
西 村 委 員	私たちはこれまでいろいろな協働をやってきました。その中で何が起きているかということ、権限を持っている行政は、権利のない市民や住民の意見を聞き入れなければ聞き入れなくても済んでいくのです。これは、私たちがこれまで行政と協働してきた経験です。 行政は予算も持っているし、権限も持っていますので、圧倒的に強いです。このような中で市民に「協働請求権」「協働諾否権」を与えると、より自立した市民となり、そして行政の後ろ向きな考え方が少しは治っていくと思うのです。 だから、やはり市民に権利を与えて、ちゃんとした説明責任を行政に求めていくということなのです。その場合に、「協働請求権」「協働諾否権」が必要なのです。そして、もう1つは、自治基本条例です。 先程、会長は3段階といわれましたが、これは技術上の問題で、別に3段階にしないでならないわけではないはずです。自治基本条例が憲法的性格を持っているといわれるのは、市民に権利を与えるところに、またそれを確保するところにあると思います。 そのへんを十分理解していただいて、進めていただきたいと思います。
齊 藤 委 員	行政には最終的に物事を解決していかななくてはいけないという責務があります。 そのときに、同じ権限、権利が市民の人にもあるとなってくると大変難しいこと

	になってくると思います。 市民の方々からいろいろな話を聞きながらやっていくということは大前提ですが、最終的には行政は責任を負わなくてはなりません。私も行政におりまして、協働という言葉は、ものをつくる立場からいきますと、随分昔から市民の方と話し合いながら、川づくりや道づくりをやってきました。このときには意見を最大限に取り入れ、特に地権者の方達との話し合いは協働なしではやっていけないと思っております。住民の権利は分かっていますが、最終的には行政が責任を負うということ、そこをどう考えていくかというのは大変大事なことだと思っております。
山 口 会 長	内容についての議論はここまでとし、どのような方法で自治基本条例に盛り込む規定をまとめていくのかということについて、議論していただきたいと思います。
鈴 木 委 員	今日は、議論が交錯しましたけれど、資料をよく見ると、そんなに多くのカテゴリー数ではありません。 例えば今日やろうとしたのは、実は役割の中で「市民の権利及び役割」という部分をどうイメージしますか、というのを取りまとめようという話だったのですが、もう1回整理をしながらやれば、そんなに時間はかからないと思います。イメージづくりの中で例えばイメージが2つあるなというのであれば、2つを皆さんに言って確認をしておきますということで、やればそんなにかからないだろうと思います。これ以外の方法は浮かばないので、その方法でまずはもう1回やられて、そうすると議論の仕方はもうちょっと整理しながら自分たちも学んでいくと思います。もう一回こういう流れでされてみてはいかがでしょうか。
山 口 会 長	4案を見比べて、どの文章にしようかと言ってもなかなかしにくいと思います。
鈴 木 委 員	4案は捨てて、やったらどうでしょう。もう1回ゼロで。
山 口 会 長	4案を捨てるということは宜しいのですが、ゼロから文章を作るというのは、現実的ではないと思っています。
鈴 木 委 員	文章まで作るのではなく、イメージとして取りまとめていくというところまでしか、この検討会では難しいと思います。要するに、責任という言葉を使うのか、責務にしようかというのは議論すればイメージは出ますので、ポイント的な議論を進めていけば良いのではないのでしょうか。
山 口 会 長	それでは事務局でたたき台を作ってもらって、次回は議論したいと思います。なお、たたき台については言葉を途中で付け加えるのは結構大変だと思いますので、4案を参考にしながら最大のものを作ってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。
鈴 木 委 員	1回テストされたらいいと思います。

林 委 員	協働の現状を知らないことには議論もできませんので、協働に関する資料は事務局に調べてもらってよろしいですか。
山 口 会 長	事務局に資料作成をお願いいたします。
西 村 委 員	前回、要望したのですが、要綱と国からの通達類の一覧表を是非出していただきたいと思います。
鈴 木 委 員	要綱は1300ぐらいですから、要綱の一覧表ならすぐ出せると思います。
山 口 会 長	事務局としては、どうでしょうか。
事務局	鈴木委員が言われましたように、要綱についてはそれくらいの数ですので、一覧表だけということであれば、次回までにはお出しできます。検討委員会で必要ということであれば、ご用意させていただきます。
山 口 会 長	委員会としてこの資料が必要だということで合意を得られれば、そのようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
木 下 委 員	本当にそんなものが必要ですか。必要ないと思いますけれども・・・。 この議論は結局、前回終わっていると思うのです。結局、見たい方は見ていただいてという形だった。この議論を今日ずっと聞いていて、前回決まった進め方がまたひっくり返っているの、議論する以上、前回決めたことはある程度守っていかないと、このペースでいっていると2年はかかるのではないかと。やっぱり1回1回決めたことは、せめて何ヶ月か先にひっくり返すぐらいのスタンスで、もっと会長ビシッと仕切っていただいて進めていただきたい。
山 口 会 長	これについては、事務局が出せると言っていますので、出してもらいたいと思います。議事録も事前に送っておりますので、なるべく議論を戻らないということで進めたいと思いますので、協力をよろしくお願いします。 4 次回開催について 次回開催につきましては、事前に調整させていただいた結果、5月30日、金曜日の午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いします。 5 閉会 それでは、これをもちまして、本日の委員会は終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。